

会社の利益配当制限（商法290条1項） についての一考察

ポリテクセンター香川
（香川職業能力開発促進センター）

村上 正孝

1. はじめに

商法290条1項は、会社の利益の配当について、貸借対照表の純資産額から資本の額、法定準備金の額、その決算期に積み立てることを要する利益準備金の額、特定の繰延資産の一定額、さらには資産を時価評価した場合の評価益を控除した額を限度としてのみこれを行うことができると規定している。この規定は、資本および法定準備金に担保機能を持たせて会社の債権者の利益を保護することを目的としている。しかし、資本は、会社が現実的に有する会社資産ないし財産と異なる。会社資本はその基準額に相当する会社財産の保有を求めているため、現実の資産は資本額を超える場合が通常であるものの、ときには資本額に及ばないことも生じ得る。また、資本を充実・補足させる意味で法定準備金の積立を強制しているが、これも純粋に計算上の数額にすぎないのであって、現実の基金として、または、動産・不動産もしくは有価証券などの特定の形態の財産として存在するものではない。資本は担保にふさわしい額である保証はない。債権者の利益を保護するためには現実の会社財産を基礎とした規定に改正する必要がある。実際、アメリカ合衆国の多くの州では、この290条のような考え方はとられておらず、法定資本概念は廃棄されている。

2. 資本概念の再検討

平成13年改正商法は、利益準備金として積み立てる額について、改正前には、会社は、利益の処分と

して支出する金額の10分の1以上を、資本の4分の1に達するまで利益準備金として積み立てなければならなかったが、この資本の4分の1という基準を、利益準備金だけで満たす必要はないとして、資本準備金の額とあわせて資本の4分の1に達するまでで構わないとした。

資本準備金と利益準備金をあわせたものが法定準備金であるが、使用は厳格に制限されている。資本の欠損に充てる場合か、資本に組み入れる場合にしか使用できなかった。改正商法は、このような目的がなくても、株主総会の決議をもって、資本準備金および利益準備金の合計額が資本の4分の1を下らない範囲であれば、資本準備金または利益準備金を減少させることを認めた（改正商法289条2項）。資本の減少に準じた債権者保護手続きがとられる（改正商法289条3項）。

法定準備金の減少手続きをとった後、利益配当の場合と同様に、それをもち株比率に応じて株主に分配することができる。原資が資本準備金の場合には、通常、実質上の減資と同様に出资の返還の性質をもち、原資が利益準備金の場合には、利益配当の性質をもつ。

このような資本準備金を配当可能利益とすること、あるいは資本取引と損益取引とを区別しないで配当可能利益とすることも、立法政策の問題であり、わが国における従来の考え方を抜本的に変更するものと解せる。

森本は、平成13年の資本制度関連の改正をうけて、「これまで、資本制度は、株主有限責任原則の代償と

して会社債権者を保護するとともに健全な企業活動の基礎を確保するため不可欠の株式会社の基本的制度であると説明されてきた。しかし最近、資本制度が真に株主有限責任原則の代償として機能しているのか疑問が提示され、また、企業の機動的弾力的な財務構成の変更のためこれが無用の制約となっているのではないかと批判されている。資本制度は、会計制度や開示制度が十分には発展していなかった時代においては、会社債権者保護のため重要な役割を演じていたとして評価することができる。しかし、会計制度ないし会社の財務内容の評価方法とその監査制度さらには開示制度が格段に進歩した現在、資本制度の根本的な見直しが求められているのである。とりわけ、企業活動が多様化するとともに、金融手法の革新により企業の財務内容が複雑化した今日、一定の数額を公示してそれに相当する純資産の維持に配慮する画一的規制としての資本制度の意義は減少しつつある。その例として、金融機関の財務の健全性が資本制度とは異質の自己資本規制比率により判断され、アメリカの配当規制は資産負債比率基準や支払不能基準に依拠するようになっていことがあげられよう。今回の改正により、株主の出資金ないしそれに相当するものは配当原資とし得ないという、いわば所与の前提について、他の債権者保護スキームも視野に入れて、理論上実務上、根本的に見直されることとなる^{*1}という。

日本では、会社債権者保護のための資本は、出資持分の一定程度を基準としているが、出資額の一部の拘束が会社債権者保護になるとは言いがたくなっている。そもそも資本金が債権者のための安全弁だという考え方が説得力を持っていない。貸借対照表の貸方・資本金に見合う資産があれば、いざというとき、その資産を処分して債務の弁済にあてることができる^{*2}と説明されているが、企業の継続を前提として会計処理されている資産が、いざというとき簿価どおり換金できるという保証は全くないからである^{*2}。法は資本という概念を設定することによって、会社債権者保護のために会社財産の確保を図ることを目的としているが、この制度により会社が不当に財産を流出させて資本の欠損を生ぜしめることを防

止し得ても、営業不振により会社財産が減少することまで阻止し得るものではない。資本が多額でも現実に運転資金が不足すれば、会社債権者は大きな痛手を受ける。その反面、資本が少額でも収益力が大きければ、会社債権者の利益にかなうことになる。つまり、資本を維持しても必ずしも有効な債権者保護にはならない。確かに、資本の金額が多ければ、それだけ大きな債権者保護のためのクッションとしての意義は認めることができるが、それは会社の財政状態や支払能力を必ずしも表すものではない。それゆえ、資本に債権者保護機能としての役割を担わせる必然性はないと思う。

3. アメリカ法の考え方

1977年施行のカリフォルニア会社法および1983年の模範事業会社法は、表示資本制度を廃棄し、新たな配当規制の枠組みを設定した。

前者は、「会社の株主への分配は、もしそれにあてべき直前の会社の留保利益の額が申請された分配と等しいかまたは超過しないならば、なされない」とする留保利益基準と、会社に留保利益がない場合でも、「分配をした後の会社の資産合計額が、負債合計額の1.25倍以上であって、流動資産の額が流動負債の額以上であるときは分配できる」とする財務状態基準とを選択的な分配基準として規定し、この両基準を、会社が支払不能であるかあるいは分配により支払不能に陥るような場合の分配を禁じる支払不能基準によって補完されている。財務状態基準のうちの資産負債比率は、ある一定の資本をその規模に応じて維持しなければならないことを要請するものである。

一方後者は、分配後に、「会社が営業の通常過程において期限の到来した債務を支払うことができなくなるとき」は分配できないと規定するとともに、分配後の資産総額が、負債総額および残余財産分配優先権をもつ社外株式に対して支払われるべき額の合計額を下回らないことを要求しており、分配基準として、支払不能基準および資産負債比率基準を規定している。この資産負債比率基準は、資産総額が少なくとも負債総額に等しいことを求めるのみである

から、表示資本制度が完全に廃棄されるとともに、債権者保護のための担保を設けるという考え方も廃棄されているといえることができる。

4. 資産負債比率の有用性

吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護(2)」法学協会雑誌102巻5号915頁以下は資産負債比率を用いた配当規制の有用性を検証している。

表1からは商法290条に規定する配当可能利益が何社に存在していたのかは判明しないので、同条による配当規制が現実にごく有効に機能したかということは読みとれない。しかし、倒産1年前でも利益配当を行った会社が53社中19社、35.8%もある

表1 倒産前における配当および当期利益の有無の状況
()内は百分率

	当期利益があり配当をした会社	当期利益はあるが無配の会社	当期に損失を計上し無配の会社	計
倒産1年前	19社(35.8)	18社(34.0)	16社(30.2)	53社(100)
倒産2年前	41社(42.3)	37社(38.1)	19社(19.6)	97社(100)
倒産3年前	57社(57.6)	26社(26.3)	16社(16.2)	99社(100)

資料:法学協会雑誌102巻5号P.927

表2 流動比率および資産負債比率の平均値

		流動比率	資産負債比率
倒産会社	倒産1年前	106.0	104.9
	倒産2年前	113.0	107.2
	倒産3年前	117.8	106.7
非倒産会社		121.6	123.9

資料:法学協会雑誌102巻5号P.927

ことに注意すべきである。粉飾決算を行い実際上違法な配当をした会社はかなり含まれているであろうことを割り引いて考えなければならないが、配当をした会社の数に、配当可能利益を有するが配当しなかった会社の数を合わせると、おそらくは4割を超える数にのぼる。裏返していえば、商法290条の配当規制の正当適用比率は6割を下回る。

表2は、倒産会社および非倒産会社の流動比率および資産負債比率の平均値を示したものである。これをみると、倒産会社の倒産3年前の数値と非倒産会社の数値との間には、流動比率は38%の差があり、資産負債比率にあつては17.2%の差がある。経営悪化のきざしはすでに倒産3年前には現れていると一応いえることができよう。そして、倒産が近づくにつれ両比率とも低下している。特に資産負債比率のほうが倒産会社と非倒産会社との間の差異が大きい。

表3は、倒産前における流動比率および資産負債比率の動きを調べたものである。倒産の2年前から1年前にかけてという段階でも、53社中25社、47.2%と約半数の会社で流動比率が上昇している。倒産の3年前から2年前、2年前から1年前にかけての動きを連続して観察してみても、流動比率が目だって悪化している様子はみられない。よって、流動比率をもって会社の経営状態悪化の指標といえるかどうかはかなり疑わしいといえるべきである。これに比較して、資産負債比率のほうは、倒産の2年前から1年前にかけて、53社中36社、67.9%と7割近い会社において低下しており、また、倒産の3年前

表3 倒産前における流動比率および資産負債比率の動き

()内は百分率

流動比率	3年前→2年前	2年前→1年前	3年前→2年前→1年前	
低下した会社	51社(53.7)	28社(52.8)	連続して低下した会社	13社(25.5)
			上昇して低下した会社	13社(25.5)
上昇した会社	44社(46.3)	25社(47.2)	低下して上昇した会社	13社(25.5)
			連続して上昇した会社	12社(23.5)
資産負債比率	3年前→2年前	2年前→1年前	3年前→2年前→1年前	
低下した会社	55社(57.9)	36社(67.9)	連続して低下した会社	22社(43.1)
			上昇して低下した会社	13社(25.5)
上昇した会社	40社(42.1)	17社(32.1)	低下して上昇した会社	8社(15.7)
			連続して上昇した会社	8社(15.7)
計	95社(100)	53社(100)	計	51社(100)

資料:法学協会雑誌102巻5号P.929

表4 中小企業の経営指標

(単位%)

	建設業		製造業		卸売業		小売業			
	健全企業	総平均健全+欠損	健全企業	総平均健全+欠損	健全企業	総平均健全+欠損	健全企業	総平均健全+欠損		
集計企業数(社)	951	1486	2071	3963	484	1043	763	1755		
平均従業員数(人)	44	39	72	59	44	38	16	16		
資産	流動資産	72.6	70.6	54.9	54.1	70.6	69.2	52.2	53.8	
	固定資産	27.3	29.3	44.9	45.7	29.3	30.7	47.5	45.8	
	繰延資産	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	0.4	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
資本	流動負債	55.2	55.1	38.2	39.1	59.2	59.2	39.2	45.0	
	固定負債	15.3	17.3	23.5	27.6	14.8	18.3	27.9	30.4	
	自己資本	資本金	2.5	2.7	3.1	3.2	1.8	2.1	5.5	4.9
		法定準備金	0.7	0.9	1.6	1.6	1.3	1.1	1.8	1.7
		剰余金	24.2	22.5	31.4	27.5	21.6	19.2	22.9	17.6
		当期利益	2.1	1.5	2.2	1.0	1.3	0.1	2.7	0.4
	計	29.5	27.6	38.3	33.3	26.0	22.5	32.9	24.6	
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：中小企業庁編『中小企業の経営指標』（平成12年版）

から2年前、2年前から1年前にかけて連続して低下している会社が51社中22社、43.1%と4割以上を占めている。したがって、資産負債比率は会社の経営危機をかなりの確に反映する指標であるといえる。

わが国の法人企業の資本構成の現況（平成12年度数値に修正）をみると、商法290条により配当可能利益を算定する際に純資産額から控除される額である資本金と法定準備金の合計額だけですでに総資本額（負債および資本の合計額）の10%を超えるのは、資本金10億円以上の階層だけにすぎない。それより下の階層はすべて、自己資本比率は10%を超えてはいるが、資本金と法定準備金の合計額だけでは3.1%から6.7%を占めるにとどまり、その他の剰余金の比率が17.6%から27.5%にのぼっている。よって、仮に資産負債比率110%以上という配当基準を採用するとすれば、資本金10億円以上の階層以外の階層にとっては、法律上の拘束財産額が一挙に増大することになるが、平均的な企業であればこれを十分に超える額をすでに任意に積み立てているのであって、さほど過酷で非現実的な要求であるとはいえない*3。また、表2の倒産会社の資産負債比率を参考にすれば、110%程度が基準となるように思われる。

以上の議論は、資産負債比率110%以上という基準をすべての会社に適用するということを前提とし

ているが、本研究は資本金平均2億5～6千万円という会社を対象としたものであり、これより大規模な会社あるいはこれより小規模な会社、また、資産の中に占める固定資産の割合の高い製造業など業種に関しては必ずしも断定的な言明はできないという点で留保を付している。

5. 日米の比較検討

カリフォルニア会社法が採用している流動比率は、会社の短期的支払能力を示す指標であるが、流動資産である棚卸資産は、販売されてはじめて換金し得るものであり、倒産近い会社では、過大な売れ残り棚卸資産が存する場合が多く、流動比率が高いからといって安心できない。このように、この比率は倒産会社と非倒産会社との間に明確な相違がみられず、かなりばらつきが大きいことから配当基準として適格性に疑問をもたざるを得ない。資産負債比率は、会社の長期安定性の指標であり、この比率が高いということは自己資本比率が高いことを意味し、不況時または経営不振時に耐久力があるということになる。カリフォルニア法の実質的な基準による分配制限は、債権者保護に関する限り意味のある規制として評価できる*4。

アメリカ合衆国の多くの州で採用されている支払

不能基準は、すなわち、将来のキャッシュフローを指標として資金状況を考慮し、会社が支払不能であるか、あるいは配当支払により支払不能に陥るような場合の配当を禁ずる基準であり、会社債権者保護の観点から有効なものであると思う。また、キャッシュフローについて、取締役が判断ミスを犯した場合、取締役に無過失責任を負わせることが妥当であると考えられる*5。

そして基本的には、配当は企業の業績の成果に基づいた留保利益（利益剰余金）からの分配でなければ、利益の配当とはいええないのではないだろうか。たとえ資金力があり、来期以降も利益をあげ続ける見通しが高くても、未実現の業績利益を見込んで配当を行うことは、企業経営および企業会計の健全性の観点から疑問である。それゆえ、当期末処分利益に任意積立金取崩額を加えた合計額から、具体的な根拠に基づいた内部留保額および合理的に算定された役員賞与金を控除した金額を配当金として分配すべきではないかと思う（留保利益基準）。

次に、配当規制は実効性の観点から、配当が許されるか否かの区分が明確であり、倒産にいたる会社の経営危機を事前に的確に把握しうる割合が高いことが必要である。

自己資本が他人資本に対し、異常に低い株式会社は、もはや株式会社といえるか疑問である。商法の定める資本原則もほとんど無意味になっている。会社債権者の保護手段を有効に機能させ、企業の健全な維持を図るためには、日本の借入金中心経営体制に反省を加える意味からも、自己資本比率規制としての資産負債比率基準の採用は考慮に値する。

弥永によれば、「長期的には、公正価値に基づく資産負債比率が、その指標となり得るにしても、結局は、将来のキャッシュフローこそが直接的な指標であるから、支払不能基準が配当規制としては最も理論的であると考えられる。確かに、支払不能基準は明確な枠組を与えないのではないかという問題があるが、他の基準と組み合わせることで用いることによって、また日本法のように配当に関して取締役に無過失責任を負わせることによって、不都合は回避できると考えられる。支払不能基準のもとでは、キャッシュ

フロー分析を行うことが取締役の善管注意義務の一環をなすことになるはずである」*6という。

立法論としては、「会社が支払不能であるかあるいは配当支払により支払不能に陥るような場合の配当を禁ずる」支払不能基準を前提に、「分配直前の会社の留保利益額が配当額以上であること」とする留保利益基準と、会社に留保利益がない場合でも、「利益配当をした後の会社の資産合計額が、負債合計額の110%以上であるときは配当できる」とする資産負債比率基準とを選択的な配当基準とする方法が考えられる。

<注>

- * 1 商事法務No.1601 商事法務研究会、「わが国会社法の資本制度関連改正の動向」森本 滋，2001.7.25，p.5.
- * 2 中村忠「資本及び払込剰余金」企業会計33巻5号，1981，p.16.
- * 3 吉原はカリフォルニア法の資産負債比率125%はわが国の実体にそぐわず、不必要に厳格すぎる。資産負債比率110%以上程度の要求によって、倒産3年前の会社を6割以上の確率で、倒産1年前の会社を8割以上の確率で捕捉できるとしている。
- * 4 吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護（1）」法学協会雑誌102巻3号p.471以下(1985)参照。
- * 5 同上p.485以下。支払不能基準は数額または比率で示される明白な基準を提示するものではないから、その配当の違法性は、配当がなされた段階では明白ではなく、後になって判明するという欠点や取締役の主観的判断に左右されやすいという欠点をもつと考えられ、取締役にあって、それだけ責任を追及される危険性が高まり、不利であるという見方もあり得よう。しかし、取締役の違法配当にかかわる会社に対する損害賠償責任（商法266条1項1号）は無過失責任と解するのが通説である。
- * 6 弥永真生『企業会計と法』第2版，新世社，2001年，pp.197-198.

<参考文献>

- 1) 北沢正啓・戸川成弘共訳：『カリフォルニア会社法』，商事法務研究会，1990.
- 2) 北沢正啓・平出慶道共訳：『アメリカ模範会社法』，商事法務研究会，1988.
- 3) 長浜洋一訳：『ニューヨーク事業会社法』，商事法務研究会，1990.
- 4) 北沢正啓・浜田道代共訳：『新版デラウェア会社法』，商事法務研究会，1994.
- 5) 北沢正啓：『会社法（第6版）』，青林書院，2001.
- 6) ロバート・W・ハミルトン著，山本光太郎訳：『アメリカ会社法』，1999.